

同意書

1 個人情報の利用目的

豊見城市長（以下、「市長」という。）は、申請子ども、保護者又は扶養義務者、同居者の個人情報を申請子どもに係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料等の決定・徴収事務のために利用する。ただし、同居者の個人情報において、利用調整事務で確認するために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、これらの目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 個人情報の収集方法

- （1）子ども、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- （2）保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- （3）保護者又は扶養義務者、同居者の雇い主等への聴取、資料提供依頼
- （4）保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な情報の提供依頼

3 個人番号（マイナンバー）について

- （1）提供された個人番号（マイナンバー）について、教育・保育給付認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料等の決定・徴収事務等に利用することがあります。
- （2）個人番号（マイナンバー）の提供がない場合、地方公共団体情報システム機構又は住民基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

4 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、子ども及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- （1）特に必要が認められる場合における、教育・保育施設へ次の個人情報を提供するとき。
 - ① 氏名、生年月日、連絡先等の施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関する事。
 - ② 保育料等に関する事。
- （2）児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、当該公的機関へ提供するとき。
- （3）子どもが給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- （4）その他、市長が必要と認める場合

4 その他

申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、教育・保育給付認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。